

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年 7月9日 定例庁議	
開 催 日 時	平成24年 7月9日(月) 午前 9時08分から 午前 9時26分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長</p> <p>(担当課) 岡田総務部参事兼人権庶務課長、松上同課長補佐兼人権庶務係長、小笠原同課男女平等推進係長</p> <p>(事務局) 上野副審議監、村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事、田中秘書室長</p>	
会 議 内 容	(1)朝霞市女性センター設置及び管理条例（案）について	
会 議 資 料	朝霞市女性センター設置及び管理条例（案）について	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【市長あいさつ】

### 【議題】

（１）朝霞市女性センター設置及び管理条例（案）について

### 【説明】

（担当課：岡田）

- ・朝霞市女性センターを平成25年1月に開設することに伴い、朝霞市女性センター設置及び管理条例を制定するもので、9月議会に提案したいと考えている。なお、女性センターの改修工事は、7月26日入札、11月7日竣工を予定している。
- ・条例第1条は、目的及び設置についてで、男女平等の推進に関する施策を実施及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援することを目的とし、朝霞市女性センターを青葉台1丁目7番1号に設置することを定めるものである。第2条は、女性センターの管理について定め、第3条は、女性センターで行う業務として「交流の促進及び市民活動の支援に関すること」、「講座の開催及び人材の育成に関すること」、「情報紙の発行並びに情報の収集及び提供に関すること」、「配偶者暴力相談支援センターに関すること」、「相談に関することなど」を定めるものである。「配偶者暴力相談支援センターに関すること」については、政策調整会議で条例における「配偶者暴力相談支援センター」の位置づけについて指摘を受けて検討をした。本市では、平成23年4月から事業を実施しており、配偶者暴力の根絶に向けて力を注いできた。女性センター業務の中に配偶者暴力相談支援センターの位置付けを明確にするため、女性センターの業務として位置づけた。配偶者暴力相談支援センターに関するものを除いて、そのほかの業務は、男女平等推進審議会からの答申を踏まえたものである。第4条は、センターに所長その他必要な職員を置くことを定め、これに関連し、朝霞市女性センター設置及び管理条例施行規則第4条において職務権限、5条において職務権限の代理について定める予定である。職員については、所長を含め5人を予定している。条例の第5条では、休所日を定め毎週月曜日と1月1日から3日、12月29日から31日までを休所日にする予定である。女性センターの休所日は、コミュニティセンターと同様とする。第2項においては、必要があるときは、臨時に休所日を定め、または、休所日に開所することができることを定める。第6条は、開所時間について午前9時から午後5時までとし、事情により、これを変更することができることを定めるものとする。第7条においては、故意又は過失により施設等に損害を与えた場合の損害賠償の義務を定めるものである。第8条は、条例に定めるもののほか、女性センターの管理に関し必要な事項は、規則で定めることを規定するものである。施行は、平成25年1月1日を予定している。
- ・朝霞市女性センター設置及び管理条例施行規則（案）について、説明をする。この規則は、朝霞市女性センター設置及び管理条例の施行に関し必要事項を定めるものである。第2条は、女性センターのうち市民等が使用することができる施設として情報・交流コーナーとお知らせコーナーを、女性センター専用施設として事務室、相談室、倉庫を定める予定である。政策調整会議で、専用施設として倉庫を載せる必要があるのかという指摘を受けて、倉庫部分は、打ち合わせスペースとともに女と男セミナー運営委員会議や情報紙の企画編集会議等で

使うことはあるが、通常はスライディングウォールで仕切り、女性センターの物品保管に利用しているため、女性センターの専用施設として位置づけることにした。次に、警備保安、清掃、機械の保守点検その他の維持管理に関しては、女性センター所長、コミュニティセンター所長、中央公民館長が協議して行うことを定める予定である。第3条は、女性センターの事務分掌として「男女平等の推進に係る事業の企画及び実施に関すること」、「女性センターの施設及び設備の管理に関すること」、「女性センターの庶務に関すること」を予定している。第6条は、女性センター所長専決事項を定めるものだが、地区公民館長と同様に所属職員の定例的な休暇など軽易な事項について、付与する予定である。第7条の入所の制限は、「感染症の疾病者」などを定めるもので公民館、コミセンと同様である。第8条は、女性センターの遵守事項を定めることを規定する予定である。施行は、平成25年1月1日を予定している。

- ・朝霞市事務分掌規則の一部改正（案）について、説明する。女性センター設置に伴い、事務分掌規則の第2条第3項の部又は課名欄に「総務部人権庶務課」を、機関又は施設名に「女性センター」を追加することを予定している。第3条関係の別表第1、総務部人権庶務課男女平等推進係の分掌事務の「5 配偶者暴力相談支援センターに関すること」を削除し、「5 女性センターに関すること」を追加する予定である。配偶者暴力相談支援センターに関しては、条例第2条で説明したとおり、女性センターの中における配偶者暴力相談支援センターの位置づけを明確にするため女性センターの業務とする。なお、女性センター職員は、男女平等推進係の職員と兼務を予定している。

[7月2日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・女性センターはどのような人が利用できるのかという質問について、設置管理条例施行規則第7条の入所制限に該当しなければ、どなたでも利用できるとの回答があった。
- ・他市の条例を見ると、事業の円滑な運営を行うため、運営委員会を設置管理条例の中に規定しているところもあるが、朝霞市の場合は、女性センターについて審議する際、男女平等推進条例に規定している推進審議会が良いのかという質問について、運営委員会は設けていないため、朝霞市では男女平等推進条例に規定している男女平等推進審議会で審議する予定であるとの回答があった。
- ・設置管理条例第3条の業務に関する規程と施行規則3条の事務文書の整合性の質問については、条例では女性センターとしての業務の大枠を定め、規則で具体的な事務文書を規定することが適当であると判断して案を作成したとの回答があった。
- ・設置管理条例第3条の中で「相談に関すること。」と規定されているが、女性センターの主要業務は、相談業務ではないのかとの質問について、配偶者暴力相談支援センターの業務も女性センターの中で行うことになっているため第4号は「相談に関すること。」と規定している。女性センターは、相談業務も重要であるが、男女平等についての啓発が仕事の大部分を占めると考えるとの回答があった。
- ・先ほど担当課からも説明があったが、配偶者暴力相談支援センターを女性センターの中に位置付けた方が、対外的にも分かりやすいのではないのかとの質問について、検討の結果、本日の原案の中で配偶者暴力相談支援センターを設置管理条例の中に位置付けたとの説明があっ

た。

**【意見等】**

(田中審議監)

- ・女性センターの開所時間は、条例案のただし書で市長の事情によりこれを変更できると規定があり、配偶者暴力相談支援センターの開所時間は、配偶者暴力相談支援センター事業実施要領で人権庶務課長が特に必要と認める時は、これを臨時に変更することができるとの規定がある。同じ女性センター内に位置付けられる配偶者暴力相談支援センターとの事務の齟齬が生じるため事務委任を整理した方が良い。

(小澤副市長)

- ・女性センターと配偶者暴力相談支援センターの看板を両方とも設置するのか。

(担当課：岡田)

- ・県にも確認したところ、看板を設置しなければいけないということではない。現在も看板は掲げていないので、現状通り業務を実施していこうと考えている。

(富岡市長)

- ・分かりづらいのではないか。

(担当課：岡田)

- ・広報やホームページで広く周知する。加害者に場所を特定させないためにも看板は設置しない。昨年度は、看板は設置していないが、222人の相談があった。

**【結果】**

- ・本件については、原案のとおり決定する。

**【閉会】**